

苫小牧市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市（以下「発注者」という。）が施行する工事又は設計（監理を含む。）、測量若しくは地質調査（この要領において「工事等」という。）において、資金調達の円滑化を図ることを目的に、工事等の請負人（以下「受注者」という。）が発注者に対して有する完成工事等未収入金債権を譲渡するにあたり、発注者が苫小牧市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書又は苫小牧市工事に係る業務委託契約約款（以下「業務委託契約約款」という。）第3条ただし書の規定に基づき行う承諾に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承諾要件)

第2条 市は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、債権譲渡の承諾を行うことができる。なお、対象債権に係る工事等については、工事請負契約約款第26条又は業務委託契約約款第10条に規定する工事等完成又は完了に伴う検査の結果を入念に調査・確認するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が受注者の資金調達の円滑化であること。
- (2) 債権の譲渡先が次条に定める金融機関等であること。
- (3) 譲渡に係る債権が、発注者が施行する工事等に係る債権であること。
- (4) 譲渡に係る債権が、工事請負契約約款第27条第1項又は業務委託契約約款第11条に基づく受注者の完成払代金等の支払請求権であること。
- (5) 譲渡に係る債権が、工事請負契約約款第26条第3項又は業務委託契約約款第10条第4項の規定により、発注者が受注者から工事目的物等の引渡しを受けた工事等に係る債権であること。
- (6) 譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (7) 譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (8) 譲渡に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。
- (9) その他債権譲渡の承諾に不適当な事由がないこと。

(債権の譲渡先)

第3条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和46年4月1日法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関（以下「譲受人」という。）でなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、他の金融機関等を譲渡先とすることができる。

(譲渡債権の金額)

第4条 譲渡債権の金額は、請負代金額又は委託料から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した金額（受注者の履行遅滞の場合における違約金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額とする。

(債権譲渡の手続)

- 第5条 受注者は、債権譲渡の承諾の申請をする場合には、債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)(以下「承諾依頼書」という。)1通を発注者に提出するものとする。この場合において、受注者が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員連名の申請とする。
- 2 発注者は、承諾依頼書を受理したときは、第2条及び第3条に定める要件を確認の上、受理した日から7日以内(期間の末日が苫小牧市の休日に関する条例(平成3年12月19日苫小牧市条例第17号)第1条第1項に規定する休日の場合は、その翌日まで)に承諾し、債権譲渡承諾書(様式第2号)2通を受注者に交付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

- 第6条 発注者は、第2条の要件が満たされていない又は満たされていることの確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わないものとする。
- 2 前項の場合、発注者は、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書(様式第3号)2通を受注者に交付するものとする。

(債権金額の請求及び支払い)

- 第7条 債権譲渡を受けた譲受人は、確定した債権金額の請求に当たっては、発注者に対し次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 請求書(様式第4号)1通
 - (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書(ただし、譲受人の原本証明のある写しでも差し支えない。)1通
 - (3) 債権譲渡契約書の写し1通
- 2 発注者は、譲受人から適法な請求書を受理したときは、当該受理した日から40日以内(委託料については30日以内)に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月4日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から適用する。

年 月 日

苫小牧市長 様

譲渡人 所在地
(請負人) 氏名・名称
及び代表者 印

譲受人 所在地
(金融機関) 氏名・名称
及び代表者 印

債権譲渡承諾依頼書

譲渡人が苫小牧市に対して有する下記の債権を譲受人に譲渡したいので、当該債権の譲渡について工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書又は業務委託契約約款第 3 条ただし書の規定に基づき、御承諾くださいますよう依頼します。

なお、債権譲渡に当たっては、苫小牧市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領第 2 条各号に掲げる要件のすべてを満たしていること、及び工事の場合、工事請負契約約款第 3 7 条に規定するかし担保責任は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

1. 工事名 (業務名)
2. 工期 (委託期間) 年 月 日から 年 月 日まで
3. 請負代金額 (委託料) ¥ 円
4. 完成 (完了) 検査日 年 月 日
5. 譲渡債権の金額 ¥ 円 (= (1) - ((2) + (3) + (4)))
 - (1) 請負代金額 (委託料) ¥ 円
 - (2) 前払金受領済額 ¥ 円
 - (3) 中間前払金受領済額 ¥ 円
 - (4) 部分払金受領済額 ¥ 円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合は変更後の請負代金額による

注) 1 譲渡人の押印は、契約書に使用した印とすること。

譲渡人 所在地
(請負人) 氏名・名称
及び代表者 様

譲受人 所在地
(金融機関) 氏名・名称
及び代表者 様

苦小牧市長 印

債権譲渡承諾書

年 月 日付けで債権譲渡承諾依頼のあった次の譲渡債権については工事請負契約約款第5条第1項ただし書又は業務委託契約約款第3条ただし書の規定により、下記事項を条件として、ここにおいてあらかじめ異議を留めず承諾します。ただし、工事の場合、本承諾によって工事請負契約約款第37条の規定に基づく受注者の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、債権者となる譲受人から適法な支払請求書を受領した日から40日以内（委託料については30日以内）に、その支払に関する抗弁を一切主張することなく譲受人へ支払います。

記

【譲渡債権の表示】

1. 工事名（業務名）
2. 工期（委託期間） 年 月 日から 年 月 日まで
3. 請負代金額（委託料） ¥ 円
4. 完成（完了）検査日 年 月 日
5. 譲渡債権の金額 ¥ 円

【承諾の条件】

1. 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡を適正に履行すること。
2. 債権譲渡を行う工事における譲渡人の苦小牧市に対するかし担保責任は譲渡人に留保されること。
3. 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権を更に第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
4. 譲渡人は、債権譲渡を行う工事等に係る未払いの下請代金等がある場合は、責任を持って支払うこと。

確定日付印欄

確定日付印欄

苦契第 号
年 月 日

譲渡人 所在地
(請負人) 氏名・名称
及び代表者 様

譲受人 所在地
(金融機関) 氏名・名称
及び代表者 様

苦小牧市長 印

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日付けでなされた債権譲渡承諾依頼につきましては、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

1. 工事名 (業務名)
2. 工期 (委託期間) 年 月 日から 年 月 日まで
3. 請負代金額 (委託料) ¥ 円
4. 完成 (完了) 検査日 年 月 日
5. 承諾しない理由

請 求 書

年 月 日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

債権者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け苫契第 号の債権譲渡承諾書に係る請負代金債権について、
下記のとおり請求いたします。

工事（業務）名

請 求 金 額

¥

円

振込先 金融機関名

本支店名

預金種別

預金

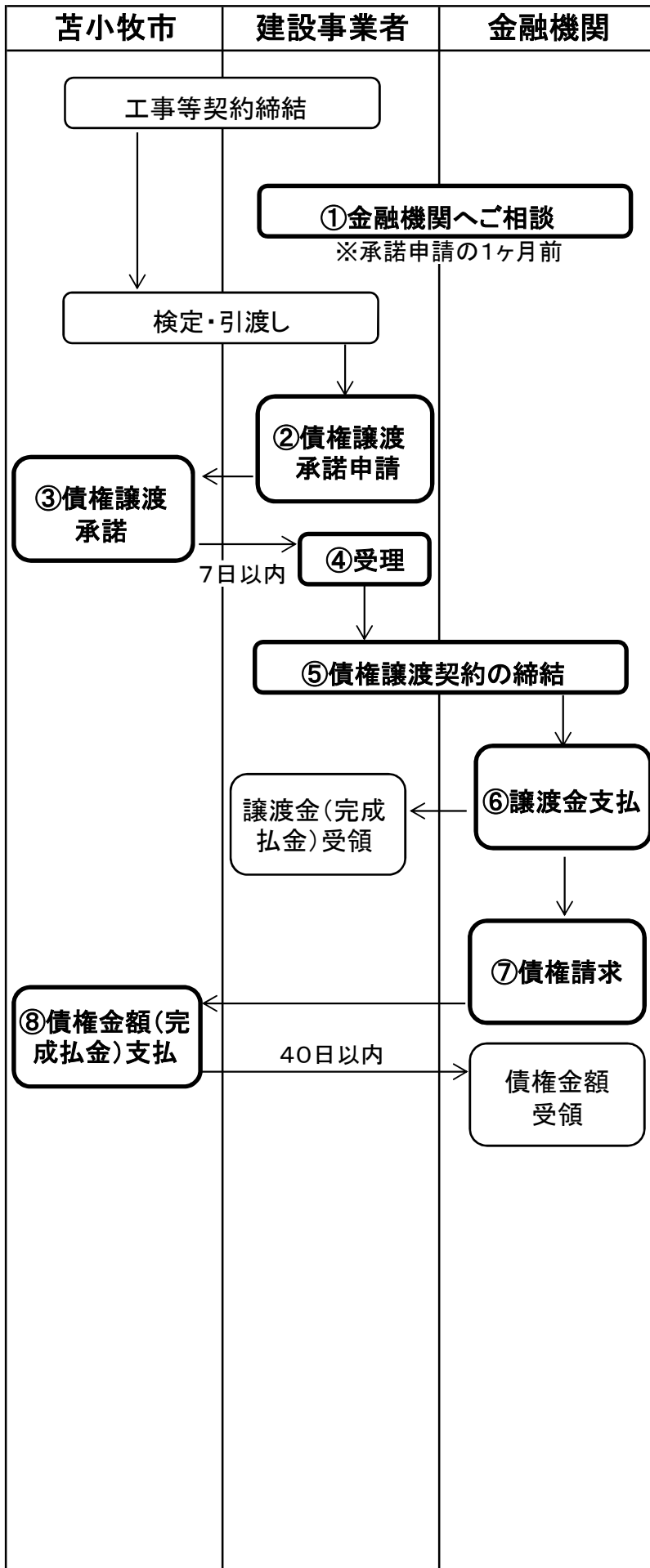
口座番号

フリガナ

口座名義

請求書番号（工事番号） ()

苫小牧市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務フロー



- ①建設事業者が金融機関へ債権譲渡の申込み(承諾申請の1ヶ月前)
- ②建設事業者は、金融機関と連名で「債権譲渡承諾依頼書」1通を発注者に提出
- ③苫小牧市は審査のうえ、承諾依頼書を受理した日から7日以内に「債権譲渡承諾書」2通を建設事業者に交付
- ④承諾書を受理した建設事業者は、2通のうち1通を金融機関へ提出
- ⑤建設事業者と金融機関は債権譲渡契約を締結
- ⑥金融機関は速やかに、建設業者へ代金を支払う
- ⑦金融機関から苫小牧市へ請求書を提出
- ⑧苫小牧市は請求書を受理した日から40日以内に債権金額を支払う